

中国新法令速報 (2021年11月号)

2021年10月には、外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼしうる新たな規定が公布された。具体的に次のとおり紹介する。

規定の名称	関係する行政法規及び国務院の認可を経た部門規則の規定の実施の北京市における暫時調整に同意することに関する国務院の回答
発布機関	国務院
発布日	2021年10月8日
内容の紹介	<p>当該規定は、北京市の範囲内での関係する法規及び部門規則の実施について調整を行うものである。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外商投資の営利性成人類教育研修機構を奨励し、外商投資による営利性職業技能養成訓練機構の運営を支持する具体的な管理弁法を、北京市が制定し、かつ、発布する。 2. 中関村国家自主イノベーションモデル区海淀園の範囲内で、情報サービス業務（アプリストアに限る）における外資持分比率の制限を取り消す。北京市サービス業拡大開放総合試点モデル区及びモデル園区の範囲内で、インターネットアクセスサービス業務（ユーザーのためのインターネットアクセスサービスの提供に限る）等の付加価値電信業務における外資持分比率の制限を取り消す。 3. 通州文化観光区の範囲内で、外商投資の文芸上演団体を認める（中国側が資本支配しなければならない）。 4. 北京で設立され、かつ、条件に適合する外商投資旅行社が台湾地域を除く海外旅行業務に従事することを認める。 5. 外資に対し国内インターネット仮想プライベートネットワーク業務を開放し（外資持分比率は50%を超えないこと）、海外の電信運営業者を誘引して合弁会社の設立を通じ、北京における外商投資企業のため国内インターネット仮想プライベートネットワークを提供する。 6. 外商投資の音響映像製品制作業務を認める（北京国家音楽産業基地、中国北京出版創意産業園区及び北京国家デジタル出版基地内における合作の実施に限る。中国側はなお経営主導権及びコンテンツの最終審査権を掌握しなければならない。）。

規定の名称	《市場参入ネガティブリスト (2021年版)》(意見募集稿)
-------	--------------------------------

発布機関	国家發展及び改革委員会
発布日	2021年10月8日
内容の紹介	<p>市場参入ネガティブリストには、参入禁止類と参入許可類が含まれる。《リスト（2021年版）》には参入禁止事項が6項目あり、《リスト（2020年版）》から1項目増えている。参入許可事項は111項目あり、（2020年版）から7項目減っている。このうち、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>一、規則違反のニュースメディア関連業務実施の禁止（新たに追加）</p> <p>非公有資本は、ニュースの取材・収集・編集・放送・配信業務に従事してはならず、ニュース機構の投資設立及び経営をしてはならず、ニュース機構の紙面、周波数、チャンネル、番組、公式アカウントを運営してはならず、政治、経済、軍事、外交、重大な社会・文化・テクノロジー・衛生・教育・スポーツその他の政治の方向性、世論の動向及び価値の指向等にかかわる活動及び事件の実況中継業務に従事してはならず、国外の主体が発表するニュースを導入してはならず、ニュース・世論分野のフォーラム及び表彰選考活動を運営してはならない。</p> <p>二、規則違反の金融関連経営活動部分実施の禁止（変更）</p> <p>1. 《リスト（2021年版）》中の、非金融機関及び金融活動に従事しない企業に関して、登録名称及び経営範囲を説明する際に「資産運用」、「ウェルスマネジメント」、「エクイティ・クラウドファンディング」、「トレーディングセンター」等を使用してはならない。</p> <p>2. 「許可を得ることなく、銀行、証券、先物取引、保険、ファンド等の金融機関を設立し、又はその持分構造を変更してはならない」とする事項において、「金融資産管理会社、信託投資会社、資産運用会社、ファイナンスリース会社」を追加した。</p> <p>三、参入許可事項</p> <p>1. 「許可を得ることなく、農薬の登記試験、生産、経営及び輸入に従事してはならない」とする事項が追加された。</p> <p>2. 「許可を得ることなく、株券を発行し、又は特定上場会社の合併買収・再編をしてはならない」とする事項が削除された。</p> <p>3. 「許可を得ることなく、涉外統計調査業務に従事してはならない」とする事項が削除された。</p> <p>4. 「許可又は資質条件を得ることなく、医療用放射性製品に関連する業務に従事してはならない」とする事項が削除された。</p>

規定の名称	ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務管理弁法 (2021年改正)
発布機関	国家新聞出版广电总局
発布日	2021年10月8日
内容の紹介	<p>今回の改正は2021年10月8日から発効し、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旧《弁法》における中外合弁及び中外合作機構によるオンデマンド業務開業の申請に対する禁止は、これを取り消す (外商投資機構に対しては、なお3つ星以上のホテルによる申請に限定する)。 2. 《ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務許可証 (甲種)》を申請する権利を有する機構中に、「有線ラジオ・テレビネットワーク運営サービス機構」を追加する。 3. 《ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務許可証 (甲種)》を申請する場合には、广电总局に対し申請を提出しなければならない (旧規定は当地のラジオ・テレビ行政部門であった)。

規定の名称	《人民法院業務人員近親者の従事禁止業務リスト》の印刷発布に関する最高人民法院の通知
発布機関	最高人民法院
発布日	2021年10月20日
内容の紹介	<p>当該リストの主たる内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法院の指導幹部及び裁判執行人員の配偶者、父母及び子女は、当該指導幹部又は裁判執行人員の在職する法院管轄区内の弁護士事務所のパートナー又は設立者を担任してはならず、その在職する法院管轄区内で弁護士の身分により訴訟代理人及び弁護人を担任し、又は訴訟事件の当事者のためにその他の有償の法的サービスを提供してはならない。 2. 法院の指導幹部の配偶者、子女及びその配偶者は、当該指導幹部の所在する法院及び管轄単位との間で直接の経済利益関係を発生させてはならない。 3. 法院の指導幹部の配偶者、子女及びその配偶者は、当該指導幹部の在職する法院管轄区内で、司法競売、司法評価等の有償の仲介又は法的サービスを提供する営利性組織の設立者、パートナー、投資者、高級管理人員等を担任してはならない。 4. 法院の指導幹部及び裁判執行人員は、職権及び職務上の影響を利用して、配偶者、子女、その配偶者その他特定の関係者の従事する企業経営・設立活動のために便宜及び

	優遇条件を供与し、又は彼らが経営・設立する企業のために利益の取得を図ってはならない。
--	--

規定の名称	中華人民共和国家庭教育促進法
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年10月23日
内容の紹介	<p>本法は2022年1月1日から施行され、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国は、自然人、法人及び非法人組織が家庭教育事業のために寄附をし、又はボランティアサービスを行うことを奨励及び支持をし、条件を満たす場合には、法により租税優遇を与える。 2. 未成年者の父母その他後見人は、未成年者の学習、休息、娯楽及びスポーツトレーニングの時間を適正に手配し、未成年者の学習負担を加重しないようにし、未成年者がネットに惑溺することを予防しなければならない。 3. ラジオ、テレビ、新聞・定期刊行物、インターネット等のニュースメディアは、正しい家庭教育知識を宣伝し、科学的な家庭教育理念と方法を伝播し、家庭教育を重視する良好な社会の雰囲気をつくらなければならない。

規定の名称	反独占法（改正草案）意見募集稿
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2021年10月23日
内容の紹介	<p>これは、《反独占法》の発効以降に当局が初めて発表した改正草案であり、かつ、パブリックコメントである。当該改正草案において、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本優位性、プラットフォームルール等を濫用して競争を排除し、及び制限してはならない。（第10条） 2. 経営者が取引相手と締結する、第三者に対する製品の転売価格を固定/限定する合意について、当該合意に競争を排除又は制限する効果がないことを経営者が証明できる場合には、これを禁止しない。（第17条） 3. 経営者がその他の経営者による独占合意の締結を組織し又は幫助することは、これを禁止する。（第18条）なお、組織者及び幫助者は、合意に直接関与する者と同等の法的責任を負う。（第56条）

	<p>4. 経営者が、関連市場における自身のマーケットシェアが国務院反独占法執行機構の定める基準を下回ることを証明することができる場合には、《反独占法》における独占合意に関する禁止性規定を適用しない。ただし、当該経営者が締結した合意が競争の排除又は制限を構成することを証明する証拠がある場合を除く。(第 19 条)</p> <p>5. 国務院の定める申告基準には達していないけれども、競争を排除又は制限する効果を有する経営者集中行為があり又はその可能性があることを証明する証拠がある場合には、反独占法執行機構は、これについて調査をしなければならない。(第 26 条)</p> <p>6. 違法経営者に対する処罰の程度を引き上げる。なお、経営者の法定代表者、主たる責任者及び直接責任者が違法行為について個人の責任を負う場合には、同様に法的責任を負う必要がある。(第 56 条、第 58 条、第 62 条)</p> <p>7. 経営者が《反独占法》の規定に違反したことにより行政処罰を受けた場合には、信用記録に組み入れ、かつ、社会に対して公示する。(第 64 条)</p>
--	--

規定の名称	文化及び観光業界における感染予防対策業務を厳格にしっかりと行うことに関する緊急通知
発布機関	文化及び観光部
発布日	2021 年 10 月 23 日
内容の紹介	<p>当該通知は発布の日から発効し、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <p>一、旅行社の感染予防対策に係る要求</p> <p>1. 旅行社及びオンライン観光企業は、出入国する団体旅行及び「航空券＋ホテル」業務を経営してはならず、形式の如何を問わず融通をきかせてはならない。</p> <p>2. 中・高リスク地区が発生した省（区、市）については、直ちに旅行社及びオンライン観光企業による当該省（区、市）の省を跨いだ団体旅行及び「航空券＋ホテル」業務の経営を一時停止しなければならない。</p> <p>二、観光地、星付きホテル、文化・娯楽施設の感染予防対策に係る要求</p> <p>1. 観光地、星付きホテル及び文化・娯楽施設は、入場前のスキャン登録、検温、規範化されたマスク着用等の要求を厳格に実施し、各種の室内施設及び物品について完全な消毒を行い、かつ、顧客が使用するのに十分な量の洗浄不要消毒液を配備しなければならない。</p> <p>2. 密閉された場所で行う人が多く集まる活動をできるだけ減らし、当地の感染予防対策部署の要求に従い人流制限、休止又は閉鎖をしなければならない。</p>

規定の名称	上海市ビジネス環境最適化条例 (2021 年改正)
発布機関	上海市人民代表大会常務委員会
発布日	2021 年 10 月 28 日
内容の紹介	<p>当該改正条例は発布の日から発効し、注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上海市は、移民事務サービスセンターの建設を推し進め、常住外国人のために政策コンサルティング、居留旅行、法律支援、言語・文化等の社会融和サービスを供与する。(第 38 条) 2. 簡易抹消を行う企業は、全投資者が費用弁済状況の真実性について法的責任を負うことを書面により誓約しなければならない。(第 43 条) 3. 電力供給企業は、電力供給施設の正常かつ安定的な稼働を保障し、供給電力の品質が国の規定に適合することを確保しなければならない。(第 47 条) 4. 上海市は、動産と権利担保の統一登記制度を全面的に実施する。(第 48 条) 5. 食品、薬品、建設工事、交通、緊急時対応等の公共の安全、人民群眾の生命・健康等に直接にかかわる特殊な業種及び重点分野に対して、上海市は、法によりフルカバー・フルプロセスの重点監督管理を実行する。(第 55 条)

規定の名称	データ国外移転安全評価弁法 (意見募集稿)
発布機関	国家インターネット情報弁公室
発布日	2021 年 10 月 29 日
内容の紹介	<p>当該弁法は、《サイバーセキュリティ法》、《データセキュリティ法》、《個人情報保護法》等の法律法規に基づき制定され、発布の日から発効する。注目に値する内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. データ処理者が国外にデータを提供する場合において、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、所在地の省級ネット情報部門を通じて国家ネット情報部門に対しデータ国外移転安全評価を申告しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要情報インフラの運営者が収集及び生成した個人情報及び重要データであるとき。 (2) 国外移転するデータに重要データが含まれているとき。 (3) 100 万人に達する個人情報を処理する個人情報処理者が国外に個人情報を提供

	<p>するとき。</p> <p>(4) 累計で10万人を超える個人情報又は1万人を超える機微な個人情報を国外に提供するとき。</p> <p>2. データ処理者は、国外にデータを提供する前に、データ国外移転リスク自己評価を事前に実施しなければならない。</p> <p>3. データ処理者と国外受領者が締結する契約中に、データセキュリティ保護責任義務を十分に取り決めなければならない。</p> <p>4. データ国外移転評価の結果の有効期間は2年である。有効期間中に次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、データ処理者は、新たに評価を申告しなければならない。</p> <p>(1) 国外にデータを提供する目的、方式、範囲及び類型並びに国外受領者がデータを処理する用途及び方式に変化が発生し、又は個人情報及び重要データの国外保存期間が延長されたとき。</p> <p>(2) 国外受領者の所在国又は地域の法的環境に変化が発生する、データ処理者又は国外受領者の実質的支配権に変化が発生する、データ処理者と国外受領者との契約が変更する等の、国外移転データの安全に影響が及ぶ可能性があるとき。</p>
--	--

規定の名称	北京証券取引所上場会社証券発行登録管理弁法（試行）
発布機関	中国証券監督管理委員会
発布日	2021年10月30日
内容の紹介	<p>2021年9月3日、北京証券取引所（以下「北交所」という。）が登録され成立した。北交所は国务院の認可を経て設立された中国で最初の会社制証券取引所であり、主に技術革新型の中小企業にサービスを行う。</p> <p>本《弁法》は2021年11月15日から発効し、注目に値する内容は次のとおりである：</p> <p>一、科創板/創業板と比較して改良されたルール</p> <p>1. 科創板及び創業板と比較して、北交所では、上場会社の董事・監事・高級管理職に対する要求について調整が行われ、これらの者が直近の1年間に証券監督管理委員会からの処罰又は北交所からの公開譴責を受けていないことのみが求められている（科創板/創業板は直近3年間）。ただし、北交所は、上場会社並びにその持分支配株主及び実質的支配者が信用失墜被執行者であってはならない旨の要求を付け加えた。</p> <p>2. 科創板及び創業板と比較して、北交所は、株式の公開発行を予定している上場会社に</p>

対し、直近 1 期末に財務的投資がないこと又は直近 2 年が黒字であることを求めておらず、また関連する上場会社が完全な業務体系を具備していることも求めていない。

3. 北交所の規定に基づき、上場会社の年度株主総会は、董事会に授権して特定対象に対し、累計の資金調達額が 1 億元を下回る株式を発行することができる。(科創板及び創業板は資金調達総額が 3 億元を超えない株式としている。)

4. 特定の対象に発行する株式は、発行終了日から 6 か月内はこれを譲渡してはならない。

二、北交所のオリジナルルール

1. 北交所の規定に基づくと、上場会社は、上位 10 名の株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職及び中核的従業員に対して株式を発行する場合において、連続して 12 か月間に発行する株式が会社の総株式資本の 10%を超えず、かつ資金調達総額が 2000 万元を超えないときは、スポンサーの発行する推薦書及び弁護士事務所の発行する法律意見書の提出を要しない。

2. 上場会社による特定対象に対する株式発行の申請については、一括登録を申請し、分割発行することができる。中国証監会が登録した日から、会社は 3 か月内に初回の発行をしなければならず (数量は総発行数量の 50%を下回らないものとする。)、残りについては 12 か月内に発行完了しなければならない。

以上

免責文言: 本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日(作成日)時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責: 水野海峰、巖海忠、仇海珍